

はじめに

平成 19 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）が一部改正されたことにより、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされました。

教育委員会の点検・評価の導入については、「教育委員会の点検・評価に関する参考資料」（法施行準備版）（平成 20 年 3 月 文部科学省）に次のように記述されています。

(1) 点検・評価の導入の目的

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本の方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

四日市市教育委員会では、学校教育が目指す子どもの姿を明らかにするとともに、その実現に向けた本市の学校教育全体の方向性を示すため、平成 17 年 1 月に「四日市市学校教育ビジョン」を策定しました。本ビジョンは、本市の学校教育の根幹として位置付くものであることから、本市教育委員会では、「教育委員会の点検・評価」の対象を「四日市市学校教育ビジョン」の「15の重点」と位置付けました。そして、その達成状況や実施状況等について点検・評価を行い、報告書としてまとめました。平成 22 年度は、本ビジョンの最終目標年度であるため、本書は、その総括としての役割も担っています。

改正地教行法では、教育委員会が点検・評価を行う際、学識経験を有する者の知見の活用を図ることも示されています。本市教育委員会では、教育施策評価委員を委嘱し、専門的・客観的な立場からの意見・提言を伺いながら、本市の学校教育ビジョンを基盤とした教育施策及び学校評価のシステム全体のあり方についても点検及び評価を進めました。

平成 22 年度末には、これらの総括を踏まえた「第 2 次四日市市学校教育ビジョン」を策定しました。第 2 次ビジョンには、新たな課題の解決に向けた本市の教育の方向性やそれらを推進する施策が盛り込まれています。今後も、本市の学校教育がより充実したものとなるよう努めていきます。